

# 令和6年度 東京都入札監視委員会

## 第1回 制度部会

- 日時：令和6年5月15日（水） 午前10時00分から
- 会場：東京都庁第一本庁舎南側35階 第二入札室  
( ※上記会議室を拠点としたオンライン会議 )

### ○ 次 第

- 1 開会
- 2 出席者の確認
- 3 議事進行の説明
- 4 資料の説明
- 5 議事
  - (1) 前払金制度について 資料1
  - (2) 現場代理人の常駐義務の緩和について 資料2
  - (3) 設計等委託における最低制限価格の算定式の見直しについて 資料3
- 6 閉会

# 令和6年度東京都入札監視委員会 第1回制度部会

## 出席者

### 部会構成員

(敬称略)

部会長	東京大学大学院工学系研究科教授	堀田昌英
委員	愛知大学地域政策学部地域政策学科教授	斉藤徹史
委員	(元)品川リフラクトリーズ(株) 代表取締役副社長	仲田裕一
委員	弁護士	原澤敦美

### 都側職員

財務局 経理部長	稲垣敦子
財務局 契約調整担当部長	須藤哲
財務局 経理部 契約調整担当課長	臼田多郎
財務局 経理部 契約調整技術担当課長	米倉進

# 前払金制度について

## 前払金とは

- 資材購入や労働者の確保等、**工事の着工資金の確保**のため、契約金額の一定割合を前払いするもの

効果：①建設業者の着工資金を確保し資金調達に係る金利負担を軽減、資金繰りを改善、  
②労働者、下請企業等への早期の支払確保、③工事の円滑・適正な施工を確保

## 都の前払金制度の考え方

- 中小企業の資金需要に応えるため、**中小企業の受注が多い金額帯で手厚く支払い**

契約金額が 9 億円未満           ： 契約金額の 4 割  
9 億円～ 3.6 億円           ： 3.6 億円  
3.6 億円以上                ： 契約金額の 1 割

## 近年の状況

- 入札契約制度改革（H29～）にあわせ、中小企業単体での入札参加を認めていなかった大規模工事への参加条件を緩和し、**能力のある中小企業は 9 億円以上の工事にも参加可能**
- 近年、**資材価格等の高騰**など、中小企業を取り巻く**経営環境は厳しい状況**

## 改正案

- **契約金額の 4 割を支払う工事の対象ラインを「9 億円」から「18 億円」へ引き上げ**  
⇒ **前払金支払限度額を「3.6 億円」から「7.2 億円」へ引き上げ**

**➡ 中小企業における経営の安定に一層寄与**

# 現場代理人の常駐義務の緩和について

## 現場代理人とは

- 工事現場の運営・取締りを行う受注者の代理人として**契約書の規定に基づき配置が必須**

## 現場代理人の「常駐」

- 契約書において、現場代理人は**工事現場への「常駐義務」を規定**

## 現場代理人の常駐義務の緩和について

- 国は**「常駐義務の緩和の基本的な考え方」**を示し、各自治体ごとに適切な運用を通知

### 基本的な考え方

- ・ 工事規模等は工事現場の運営・取締りが困難とならない程度
- ・ 現場間距離が一定範囲内
- ・ 兼務する工事件数は少数 など

- 現行、多くの自治体が**複数現場の兼務を認めてきている**
- 一方、都では、これまで**複数現場の兼務を認めていない**

## 対応案

建設業における担い手不足を踏まえ、一定の要件を満たす場合、複数現場の兼務を認める

# 現場代理人の常駐義務の緩和について

## 要件設定の考え方

- ▶ 制度導入により現場の運営・取締りに支障が生じないように、国の基本的な考え方等を参考に、一定の要件を設定

- ✓ **工事規模**は技術者の兼務が認められている金額 ⇒ **4,000万円（建築8,000万円）未満**
- ✓ **現場間の距離**は技術者の兼務が認められている距離 ⇒ **10 km以内（島しょ部は同一島内）**
- ✓ 事故時の緊急対応や住民対応等を踏まえ、**兼務可能な件数は2件まで**
- ✓ 現場代理人が不在となる際には**連絡員を配置**し、常に**連絡が取れる体制を確保**するとともに、引き続き、**重要な会議や主要な工程には参加・立会**
  - ▶ **上記を原則に工事特性を踏まえ、各工事で兼務の可否を判断**

# 設計等委託※における最低制限価格の算定式の見直しについて

※ 設計等委託：建築設計、土木設計、測量、地質調査

## 1. 国の状況

- ダンピング対策の更なる徹底に向け、低入札価格調査基準価格の算定式を見直し、令和6年度発注案件から適用
- 〈見直し内容〉 設定範囲の上限や参入率を一部引き上げ

建築設計	土木設計	測量	地質調査
[設定範囲]60%~80% [算定式]・直接人件費 ×1.00 ・特別経費 ×1.00 ・技術料等経費×0.60 ・諸経費 ×0.60 上記の合計額	[設定範囲]60%~80% [算定式]・直接人件費 ×1.00 ・直接経費 ×1.00 ・その他原価 ×0.90 ・一般管理費等×0.48 上記の合計額	[設定範囲]60%~82% [算定式]・直接測量費 ×1.00 ・測量調査費 ×1.00 ・諸経費 ×0.48 上記の合計額	[設定範囲]2/3~85% [算定式]・直接調査費 ×1.00 ・間接調査費 ×0.90 ・解析等調査費×0.80 ・諸経費 ×0.48 上記の合計額
[設定範囲]60%~ <b>81%</b> [算定式]・直接人件費 ×1.00 ・特別経費 ×1.00 ・技術料等経費×0.60 ・諸経費 ×0.60 上記の合計額	[設定範囲]60%~ <b>81%</b> [算定式]・直接人件費 ×1.00 ・直接経費 ×1.00 ・その他原価 ×0.90 ・一般管理費等 <b>×0.50</b> 上記の合計額	[設定範囲]60%~82% [算定式]・直接測量費 ×1.00 ・測量調査費 ×1.00 ・諸経費 <b>×0.50</b> 上記の合計額	[設定範囲]2/3~85% [算定式]・直接調査費 ×1.00 ・間接調査費 ×0.90 ・解析等調査費×0.80 ・諸経費 <b>×0.50</b> 上記の合計額

## 2. 都の対応

- 令和5年10月より、国の低入札価格調査基準価格の算定式を準用し、最低制限価格制度を本格実施
- 今回の国の見直しを踏まえ、最低制限価格の算定式を国と同様に改定